

兵庫県防犯優良駐車場登録制度取扱規程

公益社団法人兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会のそれぞれの定款規定に基づき、両者が共同で創設する「兵庫県防犯優良駐車場登録制度」に係る取扱規程を、次のとおり定める。

平成 23 年 7 月 4 日

実施団体

公益社団法人 兵庫県防犯協会連合会
会 長 竹田 佑一

特定非営利活動法人 兵庫県防犯設備協会
理事長 西村 亥三男

兵庫県防犯優良駐車場登録制度取扱規程

目次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 登録制度の意義
- 第3条 用語の定義
- 第4条 登録対象
- 第5条 登録基準

第2章 代表者等会議

- 第6条 代表者等会議の設置
- 第7条 代表者等会議の所掌事項等

第3章 兵庫県防犯優良駐車場登録審査委員

- 第8条 登録審査委員の任命
- 第9条 実施団体の推薦
- 第10条 登録審査委員の任期

第4章 兵庫県防犯優良駐車場登録等

- 第11条 登録の申請
- 第12条 登録
- 第13条 所有者等の遵守事項
- 第14条 登録の有効期間
- 第15条 審査・登録手数料等

第5章 登録の取消し等

- 第16条 登録の取消し
- 第17条 登録の取消しの通知

第6章 雑則

- 第18条 守秘義務
- 第19条 事務分掌
- 第20条 事務局備え付け簿冊
- 第21条 補則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）に基づき、県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するための施策の一環として、公益社団法人兵庫県防犯協会連合会（以下「県防連」という。）、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会（以下「県防設」という。）の両団体（以下「実施団体」という。）が共同で、防犯性能の優れた駐車場を兵庫県防犯優良駐車場として登録するために必要な基準、手続等を定めるものとする。

(登録制度の意義)

第2条 兵庫県防犯優良駐車場登録制度の意義は、優れた防犯性能を有するよう適切に配慮された駐車場を公正中立な立場で審査し、情報を提供することにより、消費者の市場における駐車場の適切な選択に資することにある。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「兵庫県防犯優良駐車場」とは、環境そのものを犯罪等に強い構造にするための防犯対策を採り入れた犯罪等が起こりにくい駐車場で、当該駐車場の所有者、管理者等により地域とコミュニティが形成された防犯意識が高い駐車場として、実施団体の登録を受けたものをいう。

(登録対象)

第4条 時間貸、月極を問わず、兵庫県内の駐車場を対象として登録する。

(登録基準)

第5条 次の各号により構成する兵庫県防犯優良駐車場登録基準（以下「登録基準」という。）を別表のとおり定める。

- (1) 必須事項 防犯性の向上の観点から必要性又は緊急性が高い事項
 - (2) 推奨事項 整備を図ることが望ましい事項であるが、立地条件、構造、デザイン性及び管理体制を考慮し、必要に応じて整備すべき事項
- 2 実施団体は共同して、防犯設備の高度化にあわせ、随時、登録基準の見直しを図るとともに、見直しを行った登録基準は速やかに公表するものとする。

第2章 代表者等会議

(代表者等会議の設置)

第6条 兵庫県防犯優良駐車場登録制度の普及促進を図るため、実施団体の代表者等による会議（以下「代表者等会議」という。）を置く。

- 2 代表者等会議の事務局は、県防連に置くものとする。
- 3 代表者等会議の議決は、全員の同意をもって決定する。
- 4 代表者等会議に議長を置き、県防連の代表者等が議長を務める。

(代表者等会議の所掌事項等)

第7条 代表者等会議は、次の事項を調査審議する。

- (1) 兵庫県防犯優良駐車場登録制度の根幹となる事項
 - (2) 兵庫県防犯優良駐車場登録制度取扱規程及びそれに基づく規約等に関する事項
 - (3) 兵庫県防犯優良駐車場登録基準の決定及び変更
 - (4) 兵庫県防犯優良駐車場登録審査委員の任命
 - (5) その他実施団体の代表者等が必要と認めた事項
- 2 実施団体の代表者等が、調査審議にあたり必要があると認めた場合、関係行政機関、警察、学識経験者等の意見を聴くことができる。

第3章 兵庫県防犯優良駐車場登録審査委員

(登録審査委員の任命)

第8条 代表者等会議の議長は、兵庫県防犯優良駐車場審査、登録、調査研究等を行う兵庫県防犯優良駐車場登録審査委員（以下「登録審査委員」という。）を、実施団体が推薦した者の中から選任し、任命する。

(実施団体の推薦)

第9条 実施団体は、登録審査委員の任命にあたり、次の者を推薦しなければならない。

- (1) 県防連 職員
- (2) 県防設 総合防犯設備士（防犯設備士）の資格を有する者で防犯アドバイザーの委嘱を受けた者

(登録審査委員の任期)

第10条 登録審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で退任した委員の補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 兵庫県防犯優良駐車場登録等

(登録の申請)

第11条 兵庫県防犯優良駐車場登録を受けようとする者は、兵庫県防犯優良駐車場登録審査申請書に審査手数料等を添えて、県防連に提出するものとする。

- 2 前項に掲げる申請書類は、正1通副1通を提出するものとする。
- 3 申請において必要な書類及び手数料が添付されていない場合は、申請を受理しないものとする。
- 4 申請受理後の申請者による申請取下げの場合、提出書類、手数料等は返却しないものとする。
- 5 兵庫県防犯優良駐車場登録の申請の手続きその他兵庫県防犯優良駐車場登録に関し必要な様式は別途定める。

(登録)

第12条 審査において、登録基準に適合すると認めた場合、実施団体は、申請者にその旨を通知する。

- 2 実施団体は、申請者に登録証及び登録プレート、のぼり旗を交付するとともに、防犯連事務局に備え付ける「兵庫県防犯優良駐車場登録簿」に登録するものとする。
- 3 実施団体は、登録した駐車場（以下「登録駐車場」という。）を実施団体のホームページに掲載するものとする。

(所有者等の遵守事項)

第13条 登録駐車場の所有者、占有者、管理者等（以下「所有者等」という。）は、登録プレート、のぼり旗を当該駐車場に掲示するものとする。

- 2 所有者等は、県防連等が実施する防犯活動に際し、可能な範囲内において協力するものとする。

(登録の有効期間)

第14条 登録の有効期間は、登録証の交付を行った日より5年間とする。

2 登録を延長するために再登録を受けることができる。

(審査・登録手数料等)

第15条 登録に係る審査及び登録に必要な手数料等は、別途定める。

2 申請後の審査手数料及び登録手数料等は、いかなる理由においても返金しないこととする。

3 再申請登録手数料は別途定める

第5章 登録の取消し等

(登録の取消し)

第16条 実施団体は、次の場合、代表者等会議の決定の下、登録を取り消すことができる。

(1) 所有者等が、登録の取消しを登録取消申請書により申請したとき。

(2) 登録駐車場が、登録時における登録基準を満たさなくなったとき。

(3) 火災、震災等により登録物件が焼失又は損壊したとき。

(4) 所有者等が第13条に掲げる遵守事項を履行しないとき。

(5) 所有者等が暴力団等反社会団体、関係者と判明した時

(登録の取消しの通知)

第17条 実施団体は、前条の規定により登録を取り消したときは、所有者等に対し、その旨を登録取消通知書により通知するとともに、通知を受けた所有者等は、交付を受けた登録証、登録プレート、のぼり旗を返納しなければならない。

2 実施団体は、登録の取消しについて、ホームページに掲載公表する。

第6章 雑則

(守秘義務)

第18条 兵庫県防犯優良駐車場登録の審査に関与した者は、審査上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務分掌)

第19条 実施団体のそれぞれの事務分掌については、別途定める。

(事務局備付け簿冊)

第20条 県防連事務局に次の簿冊を備えるものとし、保存期間は下記のとおりとする。

- (1) 兵庫県防犯優良駐車場登録簿 (10年)
- (2) 兵庫県防犯優良駐車場登録申請書 (6年)
- (3) 登録取消申請書 (1年)
- (4) 登録取消通知書 (10年)

(補則)

第21条 この規程の施行のために必要な事項は、実施団体協議の上、別にこれを定める。

別表 兵庫県防犯優良駐車場登録審査基準